

広島県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

上三永竹原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町上三永字仙女峯二四八番二六地先から 東広島市西条町上三永字仙女峯二五六番一地先まで	新	旧	四・七〇〇 八・二〇〇	九三・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
	二六・七〇〇	二二・五〇〇	六七・五〇	六七・五〇	
東広島市西条町上三永字竹添五八番一地先から 東広島市西条町上三永字竹添一六番二地先まで	新	旧	一三・四〇〇 二四・五〇〇	五九・五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
	一四・八〇〇 一四・一〇〇 三三・六〇〇	一四・八〇〇	五九・五〇	九五・〇〇	